

3. 植栽基盤診断士認定委員会試験部会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、植栽基盤診断士資格制度規程（以下「規程」という。）第22条第2項による植栽基盤診断士認定委員会試験部会（以下「試験部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 試験部会は、植栽基盤診断士認定試験（以下「認定試験」という。）及び植栽基盤診断士補研修会（以下「研修会」という。）の修了試験を円滑に実施することを目的に設置する。

(組織及び委員の選任等)

第3条 委員は、原則として学識経験者及び（一社）日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）技術委員会委員又は植栽基盤診断士で構成し、日造協会長（以下「会長」という。）が選任し委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、期間内に委員が交代した場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 試験部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により選任する。

3 部会長は、試験部会の職務を統括する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

(委員の解任)

第5条 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員を解任する。

(1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(3) 委員から辞任の申し出があったとき

(試験部会の職務)

第6条 試験部会は、研修会の研修内容の検討、認定試験及び研修会の修了試験の出題基準を設定し、試験問題及び模範解答を作成するとともに採点基準の設定と採点を行う。

(事務局)

第7条 試験部会に事務局を置く。

2 事務局の事務は、日造協本部事務局が行う。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、試験部会の運営に関して必要な事項については、部会長が定める。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。